

## 災害時の支援の検討状況

## 今後の課題（中間報告書より）

## ◆ 障害児・者施設における防災対策

障害児・者の日常生活に密接に関わる障害児・者施設における防災対策の強化とともに、風水害、地震等の大規模災害や感染症発生に対応したBCP（事業継続計画）の策定等を進め、継続的に利用者に必要なサービスを提供できる体制を構築することが重要です。

## 主な取組

## 障害福祉サービス事業所等におけるBCP（業務継続）策定

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により全事業所で義務化（令和6年3月31日まで経過措置）
  - ・ ①計画の策定，②従業者への研修（年1回以上），③訓練の実施（年1回以上）
  - ・ 自然災害編，感染症編それぞれについて策定
- ⇒調布市福祉人材育成センターにて「BCP策定支援研修」を開催（令和5年3月。受講者32名）

## 今後の課題（中間報告書より）

## ◆ 避難支援体制の整備

自治会などの地域団体や障害児・者施設のネットワークなどと連携し、災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備が必要です。避難場所や支援に関する情報について、必要な人に確実に届けられる体制づくりも課題です。

## 主な取組

## (1) ちょうふ災害福祉ネットワークの設立

大規模災害が発生した際に、有志の福祉事業所による障害児（者）を対象とした緊急時の支援を目的とするネットワーク。参加者が相互に協力し、障害児（者）の災害時の支援を行う。連絡はスマートフォンアプリを活用。

## (令和2年度～4年度の実績)

令和2，3年度は障害者地域自立支援協議会の「非常時の地域ネットワーク作りワーキング」で内容の検討。令和4年度は本ネットワークの運営委員とともに令和5年度中の設立に向け、会則や年間スケジュール、情報共有方法等について全10回の協議。併せて、下記日程で情報共有訓練及び講演会を実施。

- ・ 令和4年 7月13日 スマートフォンアプリを活用した情報共有訓練
- ・ 令和4年 8月 2日 「風水害に関する講演会」開催

## (令和5年度の取組 今後の展望)

台風の接近に伴った通所事業所の対応や経過について、市ホームページの防災情報について情報共有、及び各福祉事業所がスマートフォンアプリに投稿し情報共有。令和5年7月28日に設立総会が実施され、同日「ちょうふ災害福祉ネットワーク」が正式に設立。以降の実施及び予定は下記のとおり。

- ・ 令和5年 7月28日 「ちょうふ災害福祉ネットワーク」設立
- ・ 令和5年 8月 3日 「災害に備えた備蓄に関する講演会」開催
- ・ 令和5年11月 スマートフォンアプリを活用した情報共有訓練（予定）
- ・ 令和6年 2月 スマートフォンアプリを活用した情報共有訓練（予定）

今後も福祉事業所及び市からの情報についてスマートフォンアプリ上での情報共有を継続し、障害児（者）やその家族が必要な情報を得られる道筋が複数確保できるよう支援する。必要な情報を得られることで、障害児（者）やその家族が安心して避難できることにつながる。

市内障害福祉事業所に対して周知活動を行うことで賛同者を増やし、活動の拡大を図る。

## (2) 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進

調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域における災害時の支援体制の整備を推進する。

## (令和5年度の取組 今後の展望)

令和5年度以前に消防、警察、協定を締結した自治会などに避難要支援者名簿の提供を行った。引き続き、要支援者避難支援に関する地域組織との更なる協定締結を進め、地域による共助の体制づくりを充実させていく。また、避難支援者連絡会を活用して、協定を締結している地域組織同士による情報共有・意見交換を行い、地域の実情を踏まえた支援体制を構築していく。災害時における庁内や福祉関係団体等との連携体制について、関係者による検討会議等を開催し、自助・共助・公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進める。

災害対策基本法の改正により、支援の優先度が高い避難行動要支援者について、自治体が主体となり、個別避難計画を作成することが努力義務とされたことを踏まえ、組織横断的を連携の下、段階的に取組を進める。

## (3) 災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備

## ○ 福祉避難所

市内の地域福祉センター等について、避難所等での生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする方のための避難場所として開設する。

## ○ 風水害時要配慮者等移送（避難バス）【参考資料3（避難バスチラシを添付）】

風水害時、多摩川浸水想定区域内に居住する要配慮者等を早期に風水害時の避難所へ避難させることを目的として、市内4箇所の拠点施設から避難所まで要配慮者等をバスで移送する。

## ○ 要配慮者専用駐車場

自家用車等により避難する要配慮者のため、市内に要配慮者専用の駐車場を用意している。調布中学校、神代植物公園ドッグラン横、西調布体育館等、市内9カ所に用意している。

## (4) 避難場所や支援に関する情報について、必要な人に確実に届けられる体制づくり

平時から車両による避難、避難バスによる避難なども含め、要配慮者支援に関する情報提供を行うとともに、災害時には多重的かつ効果的な情報発信を行い、必要な方に必要な情報が届く体制を整備している。

情報については、調布市の避難情報サイト、調布市LINE、防災ダイヤル、防災安全情報メール、調布FM等で提供している。